

Coons 議員、BIG Data for IP Act を上院に上程

2018 年 4 月 15 日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

Chris Coons 議員（デラウェア州選出、民主党）は 3 月 22 日、Orrin Hatch 議員（ユタ州選出、共和党）と共に BIG Data for IP Act¹（Building Innovation Growth through Data for Intellectual Property Act）を上院に上程した。

この法案は、USPTO の料金設定権限の期限を延長することにより、USPTO が、老朽化した IT システムを近代化するための投資を計画的に実施できるようにするもの。また、USPTO に対して、IT システムの開発・利用状況等に関する議会への報告を義務付けることにより、USPTO における先進的 IT ツールの採用を促そうというもの。

法案の概要は以下のとおり。

BIG Data for IP Act の概要

① USPTO の料金設定権限の期限延長

米国発明法（AIA）により 2011 年に USPTO に与えられた料金設定権限を 10 年間延長する。

② 議会への報告義務

USPTO は、以下の項目を含む報告書を議会に提出しなければならない。

- 1) IT システムをアップグレードするための 5 カ年計画
- 2) 特許・商標審査の一貫性及び生産性向上のための人工知能や機械学習などのデータ分析手法の利用状況と、当該データ分析手法の更なる改良に向けた 5 カ年計画

（以上）

¹ <https://www.coons.senate.gov/imo/media/doc/EHF18177.pdf>